

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第14条～第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、<u>第13条第3項若しくは第4項又は第14条第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは</u>、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、三田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年三田市条例第41号)第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申請を行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、市長は、当該申請内容と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。</u></p> <p>第14条～第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、<u>第13条第3項、第4項若しくは第5項又は第14条第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは</u>、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>